

# 大阪府年末生活保護交渉① 2020.11.2 大阪府庁新別館北館

大阪府山元課長補佐ほか対応

## 移送費

堺市、枚方市から

市役所からの呼び出しがある。市役所まで遠く、バスなどを利用したら数百円かかるので移送費を支給してほしい。一律にダメという対応は非現実的だ。保護費が引き下げられた中で捻出できない。

**大生連** 枚方市が独自に判断して支給するといった場合、大阪府の判断はどうか。

**大阪府** 生活保護手帳に福祉事務所に行く費用は記載されていない。支給要件としては難しい。市からの支給はだめですという権限は府には与えられていない。福祉事務所の裁量と考える。国から出したらだめとか指導されてきたことはない。市の費用で出す可能性はあるかと思う。

**大生連** 福祉事務所に行く交通費は保護費で支給してほしい。

**大生連** 熱心かつ誠実に求職活動をしている人には移送費が出ると書かれているが、この文言ではワーカーが恣意的にある。求職活動をする人には移送費を支給してほしい。

## 住宅維持費

**大阪府** 住宅扶助費に付随するものとして建具、畳は記載されているが、基本的には大家さんに相談して対応してほしい。契約書で難しいのであれば福祉事務所に相談してほしい。玄関前の側溝などについては認めがたいものもある。漏電の危険、水回りの不具合についてはただちに福祉事務所に連絡してほしい。

## 夏期年末一時金について

**大生連** 府独自の復活は困難、引続き国に要望するというが、いつになったら実現してくれるのか。

2005年までは一時金は支給されていた。高齢加算があった時から比べると高齢者は2万円近く減額になっている。府の独自施策はしないとこいつつ、コロナでは事業者に対しては給付金を出している。一時金の対応と矛盾しているのではないか。保護世帯はエアコンの電気代に困っている。エアコンは必需品。府として保護世帯への一時金の施策を講じてほしい。

**大生連** 夏季加算の要望も国に上げてほしい。

## インフルエンザ予防接種

**柏原** 柏原市では65歳以上など一部の方は無料になるが保護世帯は自己負担になる。無料で実施してほしい。保護費が引き下げられる中で、自己負担ができない。

**大阪府** インフルエンザの予防接種は医療扶助対応、保険外のため困難。要望についてはお聞きした。市町村の判断で実施している。

**大生連** 市町村実施の不備な分を大阪府で援助してほしい。

### 入院患者日用品費

**堺市** 短期入院繰り返しの人が、コロナの関係で帰れなくなった。今までは着替えなどもっていかなくても一時帰宅で帰れた。長期になったため、着替えや日用品を病院の売店で買わざるを得ない。そのため、入院日用品代が足らなかった。今に見合った金額に見直してほしい。

**大阪府** 2万3000円くらいなので、国に見直しを要望している。次回国への要望の文言を提示したい。

### 保護費からの返還金

**八尾** 本人からの申し出があったという理由で単身世帯なのに月2万円を返還させていた。2万円返還したら生活ができないことがわかるのに、ケースワーカーは黙認している。府は監査でも指導してほしい。

**大阪府** そういうケースがあった場合指摘している。生活できる中で返せるお金と考えている。

**大生連** 単身の場合5000円、複数世帯の場合1万円の返還ですね。

**大阪府** そうです。

### 医療費一部負担について

**大生連** 医療費で不正をした人は0.04%と言われた。一部の人が重複受診したとか、頻回受診をしたのに、全体がやったように印象操作している。不正受給も2%くらいがやったことを全体がやっているように言っている。吉村知事（大阪市長当時）は、「保護世帯でも医療費のワンコイン負担をせよ」などと、保護法違反のことを言っている。職員基本条例で公務員が縛られている中でも、現下は人権を守る福祉行政を貫いてほしい。

### 2019年大阪市年末交渉での回答

**大生連** 頻回受診の件数は？

**大阪市** 平成30年442件。医療扶助利用者11万人。

## 就労指導について

### 守口市の事例

Aさんは65歳になる2ヶ月前の6月、市役所に呼び出されて就労指導をされた。「役所の中で、内職の仕事があると」言われた。ひざ変形の病気があるが、自転車で出向き、3時間の内職をしました。後日呼び出しがあり、聞くと、先日の内職代3時間分153円を支払うので取りに来てとのこと。片道40分かけて自転車でいくが、バスで行けば往復400円かかる。このことを聞いて、Aさんは、理不尽なやりかたに人権侵害ではないかと抗議しましたが、「65歳までは働く義務がある。あなたの方から断ることはできません」「来年の3月までは64歳で扱います。」と。Aさんと門真守口の役員が守口市と交渉をしました。Aさんは「私にもどういふものが向いているか選ぶことができるはず。」と抗議。担当課長は「説明不足だった」と謝罪。

**Aさん** 膝が悪く、リハビリにあてたいから、内職を断りますと言ったら、あなたの方から断ることはできないと言われた。そういったのはケースワーカーではなく、就労支援の人だった。最初はケースワーカーから呼び出され、その要件が終わり、「少しお話があるから」と言われ、就労支援員が来た。

**大生連** 指導権限のない就労支援員は違法だ。あんたには選ぶ権利はない。断ることもではないというのは間違いですね。

**大阪府** 保護法4条で稼働能力の活用は言われているが、職業を選ぶ自由はあります。

**大生連** 65歳の誕生を過ぎたら就労指導はないですね。

**大阪府** 就労指導というかたちではない。

### 私のひとこと 大阪府に50枚のアンケートを提出

**柏原** 食事は2回しか取れない。高いものは買えない。生活保護世帯には保険証がないので困っている。医師は処方箋を出してくれるが、調剤薬局に処方箋を持っていくと、「これでは薬は出せない」と言われ、生活保護世帯のバーコードが載っていないからダメと言われた。(兵庫県で治療中)

**大阪府** 兵庫県の取り扱いは調べる。柏原市で生活保護を受けていることを伝えて、出せない理由を問い返してほしい。

**八尾** 保護基準引き下げで、今でもぎりぎりの生活。保護費を引き上げてほしい。